

「R 8 吉士 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物運搬処分業務」仕様書

1 適用

本仕様書は、橋梁再塗装工事に係る「R8 吉士低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物運搬処分業務」（令和 8 年 10 月 30 日入札執行）に適用する。

2 業務内容

本業務は、鴨島新橋歩道橋の再塗装工事で発生した低濃度ポリ塩化ビフェニル(PCB)及び鉛を含む塗膜くず並びに剥離時に使用した防護服・安全保護具について、収集運搬及び処分を行う業務である。

- (1) 委託業務箇所 収集場所:徳島県吉野川市川島町宮島 736-1(吉野川合同庁舎駐車場)
運搬先:受託者の無害化処理認定(許可)施設

- (2) 対象廃棄物の性状、荷姿等

ア 種類、数量及び荷姿

廃棄物			容器		
廃棄物の種類	品名	重量	種類・規格	個数	総重量
低濃度ポリ塩化ビフェニル (PCB) 廃棄物 注) 廃棄物の重量は、推定による。	塗膜くず	kg 2,041	ドラム缶(蓋付き) (容積) 200 リットル/本 (重量) 23 kg/本	本 51	kg 1,173
	使用済み 防護服等	kg 2,014			
	計	4,055kg			
廃棄物と容器の総重量			5,228 kg		

- ・輸入廃棄物の有無：無
- ・廃棄物は、「塗膜くず」と「使用済み防護服等」に分別して、別々のドラム缶に封入している(塗膜くず:13 本、使用済み防護服等:38 本)。
- ・廃棄物は、ビニール袋に入れた状態で容器に収納し、保管している。

イ 廃棄物に係る試験結果

PCB(含有) 2.4mg/kg
鉛(含有) 70000mg/kg
クロム(含有) 4100mg/kg
鉛又はその化合物(溶出) 19mg/ℓ
六価クロム化合物(溶出) 0.01mg未満/ℓ
ポリ塩化ビフェニル(溶出) 0.0005mg 未満/ℓ

- (3) 履行期間 契約成立日の翌日から令和 9 年 3 月 2 5 日まで

3 適正な処理のために必要な情報(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 4 6 年政令第 300 号)第 6 条の 6 第 1 号の規定に基づく通知事項)

(1) 対象廃棄物の性状及び荷姿に関する事項	} 2 の(2)による。
(2) 対象廃棄物の PCB 濃度	
(3) 通常の保管状況の下での腐食、揮発等対象廃棄物の性状の変化に関する事項	なし

(4)他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項	なし
(5)その他対象廃棄物等を取り扱う際に注意すべき事項	廃棄物は、ビニール袋に入れた状態で容器に収納しているが、袋の口の緩み、破れなどにより、廃棄物の一部が、容器中に付着している可能性があるので、容器の蓋を開けて作業等を行うときは、作業従事者の健康及び周辺環境への影響が生じないように、必要な防護措置を講じること。 また、容器は、新しいものを使用しているが、積卸し時の衝撃による損傷など、内容物の漏れにつながる傷が生じていないか、取扱いの各段階で注意すること。

4 業務区分別条件

(1) 収集運搬

- ア 廃棄物を受託者の処分場まで運搬すること。
- イ 運搬車両は、受託者が所有する廃棄物の運搬許可を得た車両とすること。
- ウ 廃棄物の収集・運搬にあたっては、道路交通法等の関係法令を遵守するとともに、過積載とならないよう注意すること。
- エ 廃棄物は、発注者がドラム缶(200 リットル/缶)の中に保管しているので、その状態のまま、収集運搬するものとする。
- オ 収集の日時については、契約締結後に打ち合わせることとする。

(2) 処分(中間処理)

- ア 廃棄物及び容器を無害化处理すること。
中間処理後に残った金属類その他の有価物は、受託者に帰属することとするので、処分に係る料金は、予め見込まれる有価物(無害化後の容器)の評価額を差し引いて見積ること。
なお、契約締結後において有価物の評価額の見直しに伴う、契約金額の変更は行わない。
- イ 委託後の計量の結果、廃棄物(容器を含まず。)の重量が、2 の(2)の重量と異なることを委託者(徳島県)と受託者の両者で確認したときは、所定の計算式により委託料の額を再計算し、契約の変更により委託料の額を改めるものとする。
- ウ 処分場は、受託者が管理している認定(許可)処分場とすること。

5 その他

- (1) 上記のほか本業務は、関係法令を遵守して実施すること。
- (2) 産業廃棄物管理票(マニフェスト)は、紙によるものとし、その用紙は受託者が用意すること。
- (3) 本業務の成果品として、委託業務完了報告書に作業状況写真を添付すること。
なお、作業状況写真は、原則として電子納品対象外(紙による)とする。